

国民健康保険被保険者への傷病手当金の支給について

長万部町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国保に加入している被用者（給与の支払いを受けている方）の方が新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる場合で、労務に服することができず、給与の支払いを受けることができない期間の臨時的支援措置として、傷病手当金を支給します。

（後期高齢者医療保険の被保険者の方も、同様の制度があります。）

1. 対象となる方

下記のすべてに該当する方

1. 長万部町国民健康保険の被保険者の方
2. お勤め先から給与の支払いを受けている方（被用者）
3. 新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができなかった方

2. 対象となる日

上記対象者が、労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日（※1）から労務に服することができない期間（※2）について、支給の対象となります。

※1 連続した3日間の後の4日目以降の日数が支給の対象となります。

※2 有給休暇や休業手当などの補償が受けられる方は対象となりません。

3. 支給額

直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×支給対象となる日数

※給与等の全部または一部を受け取ることができる場合は、支給額が調整され、支給されない場合があります。

4. 適用期間

令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間で療養のため労務に服することができない期間。ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで。

必要な申請書については、医療機関受診の有無により異なりますので、事前に町民課戸籍医療年金係（☎01377-2-2453）までお問い合わせください。

（有料広告）



社団法人全日本不動産協会員 北海道知事免許【渡(1)第1136号】

株式会社 佐々木建業

長万部町字平里99-25

TEL 01377-2-4555 FAX 01377-2-5869

●土地 ●建物 ●売買 ●賃借 ●仲介代理 ●一般建築 ●屋根板金

売りたい方、買いたい方、
不動産のことならお任せください！